

おくやみハンドブック

伊達市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
伊達市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

伊達市役所 024-575-1111 (代表)

事前準備について

伊達市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、予約フォームの備考欄に入力ください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、伊達市役所へお越しください。



来庁時必ずお持ちいただくもの

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※年金請求者の個人番号がわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）

亡くなられた方の必要なもの

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状など）

- 年金証書**（紛失した場合は不要）
- 介護保険被保険者証**
- 医療福祉費受給者証（マル福）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**
- 印鑑登録証**

※亡くなられた方が印鑑登録している場合のみ必要です。

右の「おくやみ手続きガイド」のQRコードを読み取り、簡単な質問に答えると必要な手続き内容を知ることができますので、ぜひご利用ください。



上記以外のものも必要になる場合がございます。詳しくはP5・P6にて該当している詳細ページをご確認ください。

本人確認書類について

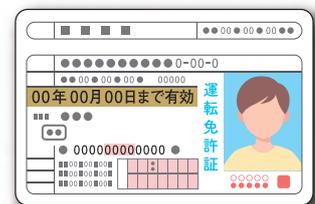
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

伊達市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話や窓口での予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

また、一度の来庁で完結しない場合もございますので、ご了承くださいませと幸いです。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

※ご予約はご希望の日の3開庁日前までをお願いいたします。



●電子申請

- ① 右のQRコードからご予約ください。
- ② QRコードを読み取れない方は、「福島県伊達市おくやみコーナー」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。

●電話予約・窓口予約

本庁市民課 : **024-575-0205** 伊達総合支所 : **024-583-5525**

梁川総合支所 : **024-577-7211** 霊山総合支所 : **024-586-1111**

月館総合支所 : **024-572-2111**

受付時間：午前9時00分～午後4時30分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

伊達市おくやみコーナー

場 所：伊達市役所中央棟1階 市民課前

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (43 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

伊達市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ	手続き場所	
				おくやみ	支所
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7	—	—
	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる			
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8	○	○
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9	○	○
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10	○	○
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.11	○	○
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.12	○	○
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.13	—	—
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた		—	—
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.14	×	○
	<input type="checkbox"/>	口座振替をしていた		×	○
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.15	○	○
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16	×	○
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17	○	○
高齢者福祉サービス	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービスの申請をしていた	P.18 P.19	○	○
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を交付されていた	P.20	○	○
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を交付されていた		○	○
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を交付されていた		×	○
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた		×	○
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.21	×	○
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		○	○
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度の年金を利用していた	P.22	×	○
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費の給付を受けていた	P.23	○	○
	<input type="checkbox"/>	障がい者タクシー料金助成を受けていた		○	○
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.24	○	○
<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービス(日中一時支援、移動支援事業など)を利用していた	×		×	

区分	☑	該当事項	詳細ページ	手続き場所	
				おくやみ	支所
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.25	×	○
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた		×	○
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.26	×	○
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を交付されていた	P.27	×	○
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた		×	○
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.28	×	×
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた		×	○
	<input type="checkbox"/>	就学援助制度の認定を受けていた方	P.29	×	○
	<input type="checkbox"/>	学校で児童生徒の保護者として登録されていた方		×	○
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童	P.30	×	○
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童の保護者・同居家族		×	○
	<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブに入所している児童	P.31	×	○
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブに入所している児童の保護者・同居家族	×		○	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居者	P.32	×	×
犬の登録	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	P.33	×	○
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P.34	×	○
	<input type="checkbox"/>	下水道区域で井戸水を使用していた		×	○
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.35	×	○
	<input type="checkbox"/>	農業集落排水処理施設を使用していた		×	○
その他	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.36	×	×
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた		×	×
	<input type="checkbox"/>	運転免許返納者優待証に関する手続き	P.37	×	○
	<input type="checkbox"/>	伊達市ケーブルテレビに関する手続き	P.38	×	伊達支所のみ

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

返却不要

亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード・住民基本台帳カードは保管または破棄してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、確認することができなくなります。破棄する場合は、すべてのお手続きが完了してからをお勧めします。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	—
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

世帯主変更届の提出

世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合に世帯主変更が必要になる場合があります。なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が、世帯主となるため手続きは不要です。

※伊達市に住民登録をしていた方が対象で、葬祭事業者が死亡届と同時に代行することが多い手続きです。

期 限	変更があった日から14日以内	手 続 き で き る 方	同一世帯員など
必 要 な も の	本人確認書類（運転免許・マイナンバーカードなど）		
問 合 せ 先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

MEMO

.....

.....

.....

.....

印鑑登録をしていた

印鑑登録証の返却

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 の な も の	亡くなられた方の印鑑登録証		
問 合 せ 先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

MEMO

国民健康保険に加入していた

保険証等の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証等を回収します。
 ※市役所本庁または各総合支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 の な も の	亡くなられた方の国民健康保険被保険者証等		
問 合 せ 先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。
 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合などからの葬祭費の支給を選択することができます。

期 限	葬祭を行った日の翌日から2年間	手 続 き できる方	葬祭執行者（主に喪主）
必 要 の な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭執行者の通帳 ・葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬儀日程表、葬祭領収書など） ・窓口に来る方の本人確認書類 		
問 合 せ 先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	診療を受けた月の翌月1日から2年間	手 続 き できる方	相続人
必 要 の な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の印鑑 ・相続人の通帳 ・相続人の本人確認書類（代理人申請の場合は、相続人の本人確認書類と合わせて、代理人の本人確認ができるものも必要） 		
問 合 せ 先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

後期高齢者医療保険に加入していた

保険証等の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証等を回収しています。
 ※市役所本庁または各総合支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等		
問 合 せ 先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。
 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合などから支給されます。

期 限	葬祭を行った日の翌日から2年間	手 続 き できる方	葬祭執行者(主に喪主)
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭執行者の通帳 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、葬儀日程表など) 葬祭執行者の本人確認書類(代理人申請の場合は、葬祭執行者の本人確認書類と合わせて代理人の本人確認ができるものも必要) 		
問 合 せ 先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	診療を受けた月の翌月1日から2年間	手 続 き できる方	相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の通帳 相続人の本人確認書類(代理人申請の場合は、相続人の本人確認書類と合わせて代理人の本人確認ができるものも必要) 		
問 合 せ 先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

国民年金に加入または受給していた

各種制度の説明、必要な手続きの確認

【遺族基礎年金】

亡くなられた方が国民年金の被保険者などの場合（未納期間が1/3未満）、または国民年金の受給権者などの場合（25年以上納付）、子、または子のいる配偶者に遺族基礎年金が支給される可能性があります。

【寡婦年金】

亡くなられた方が10年以上納付（免除を含む）した場合、妻に寡婦年金が60歳～65歳まで支給される可能性があります。

【死亡一時金】

亡くなられた方が3年以上納付（一部免除期間は規定により換算）した場合、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に死亡一時金が支給される可能性があります。

【未支給年金】

亡くなられた方に年金の受給権があった場合、最後に受け取ることができなかった年金を遺族が未支給年金として受け取れる可能性があります。

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。

※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。

期 限	原則 【死亡一時金】2年間 【それ以外】5年間	手 続 き で き る 方	【遺族基礎年金】 子（原則18歳の年度末まで） 子（同上）のいる配偶者 【寡婦年金】 妻 【死亡一時金】 配偶者、子、父母、孫、祖父母、 兄弟姉妹 【未支給年金】 3親等以内の親族
必 要 な も の	亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの		
問 合 せ 先	国保年金課 給付係 ☎ 024-575-1198		

厚生年金に加入または受給していた

各種制度の説明、必要な手続きの確認

【遺族厚生年金】

亡くなられた方が厚生年金の被保険者などの場合（未納期間が1/3未満）、または厚生年金の受給権者などの場合（25年以上納付）、配偶者、子、父母、孫、祖父母に遺族厚生年金が支給される可能性があります。

【未支給年金】

亡くなられた方に年金の受給権があった場合、最後に受け取ることができなかった年金を遺族が未支給年金として受け取れる可能性があります。

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。

※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。

期 限	原則 5 年間	手 続 き で き る 方	【遺族厚生年金】 妻（年齢制限なし） 夫（55歳以上※） 子（18歳の年度末まで） 父母（55歳以上※） 孫（18歳の年度末まで） 祖父母（55歳以上※） ※55歳～60歳未満は支給が停止され、60歳から支給が開始されます。 【未支給年金】 3親等以内の親族
必 要 な も の	亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの		
問 合 せ 先	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 東北福島年金事務所 ☎ 024-535-0141		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市税の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。

期 限	納税通知書に記載の納期限まで	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	納税通知書		
問 合 せ 先	収納課 収納係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 1		

口座振替をしていた

口座振替の廃止または変更の手続き

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、市窓口で振替口座の廃止を申し出ていただくか、振替口座の変更手続きをしてください。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税通知書 ・ 通帳 ・ 金融機関届出印 		
問 合 せ 先	収納課 管理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 2		

MEMO

固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

相続人代表者届出書(兼固定資産税納税義務者届出書)の提出

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定する必要があります。また、亡くなった方が固定資産税の相続人代表者だった場合、新たに相続人代表者を決める必要があります。

※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	相続人代表者となる方
必 要 な も の	届出人の本人確認書類		
問 合 せ 先	税務課 資産税係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 5 管轄の法務局 福島地方法務局 本局 ☎ 0 2 4 - 5 3 4 - 1 1 1 1		

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

廃車の手続き

亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。

期 限	亡くなられた日から 30 日以内	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類 		
問 合 せ 先	税務課 市民税係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 3 8		

相続人への名義変更

亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。
 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

期 限	亡くなられた日から 15 日以内	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類 		
問 合 せ 先	税務課 市民税係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 3 8		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

65歳以上または介護認定を受けていた

介護保険資格喪失届

介護保険の認定がある方は、喪失届が必要です。

喪失届に記載のある住所に対し、後日死亡後の手続きなどの通知を出す場合があります。

期 限	死亡から 14 日以内	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	介護保険被保険者証		
問 合 せ 先	高齡福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

介護保険被保険者証などの返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 		
問 合 せ 先	高齡福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

高額介護サービス費の申立て申請

被保険者が高額介護サービス費の振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	サービス利用月の翌月の 初日から 2 年間	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の通帳 ・相続人の本人確認書類 		
問 合 せ 先	高齡福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

高齢者福祉サービスの申請をしていた

緊急通報装置の資格喪失届

亡くなられた方が緊急通報装置を利用していた場合、資格喪失届の提出が必要です。
(装置の取り外しについては、事業所より連絡します。)

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

おもいやり駐車場の利用証の返却

亡くなられた方がおもいやり駐車場の利用証を利用していた場合、利用証の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	おもいやり駐車場の利用証		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

高齢者配食サービスの廃止届

亡くなられた方が配食サービスを利用していた場合、廃止届の提出が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

高齢者等見守り QR コード活用事業の廃止届

亡くなられた方が QR コードを利用していた場合、廃止届の提出が必要です。
(手続き後、お持ちの QR コードは無効となるため、処分してください。)

期 限	なし	手 続 き できる方	親族など
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

家族介護用品給付（おむつ券）の資格喪失届・未使用給付券の返却

亡くなられた方が家族介護用品給付事業の受給者または要介護者にあたる場合、資格喪失届の提出と未使用給付券の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き できる方	親族など
必 要 な も の	未使用分の家族介護用品給付券		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

訪問理美容利用助成事業の未使用助成券の返却

亡くなられた方が訪問理美容利用助成事業を利用していた場合、未使用助成券の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	未使用分の訪問理美容利用助成券		
問 合 せ 先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

MEMO

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手帳の返還

亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。手帳の返還届の提出が必要になります。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

障害児福祉手当を受給していた

障害児福祉手当死亡届の提出

(未払支給がある場合は未支給障害児福祉手当請求書の提出)

亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・未支給分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

特別障害者手当を受給していた

特別障害者手当死亡届の提出

（未支給分がある場合は未支給障害児福祉手当請求書の提出）

亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 未支給分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。

精神通院の場合は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証返還届の提出が必要になります。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	どなたでも可
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療） 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

年金給付請求書、死亡・重度障害届出書、年金管理者指定届の提出

掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	年金を受給する方または年金管理者
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書か死体検案書 ・戸籍謄本（年金管理者との関係がわかるもの） ・住民票除票（加入者のもの） ・住民票（障がい者、年金管理者のもの） ・障がい者または年金管理者名義の預金通帳 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274		

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

死亡・重度障害届、弔慰金給付請求書の提出

年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金給付の請求手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	年金加入者または年金管理者
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（加入者のもの） ・住民票除票（障がい者のもの） ・加入者名義の預金通帳 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274		

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

死亡・重度障害届出書の提出

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	指定相続人
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の住民票 ・死亡診断書の写し 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274		

重度心身障がい者医療費の給付を受けていた

重度心身障がい者医療費受給者証返還届書に、重度心身障がい者医療費受給者証を添えて届出

亡くなられた方が重度心身障がい者医療費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 未請求分の医療費領収書 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

障がい者タクシー料金助成を受けていた

障がい者タクシー利用資格認定証、未使用分の障がい者タクシー利用券を返却し、亡くなった旨を届出

亡くなられた方が障がい者タクシー料金助成を受けられていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。障がい者タクシー利用資格認定証、未使用分の障がい者タクシー利用券は返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き できる方	親族
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の障がい者タクシー利用資格認定証 未使用分の障がい者タクシー利用券 		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

障害福祉サービスを利用していた

障害福祉サービス受給者証の返却

亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

地域生活支援サービス（日中一時支援、移動支援事業など）を利用していた

地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証		
問 合 せ 先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

児童手当を受給していた

受給者変更手続きなど

児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当請求及び受給者変更の手続きが必要となります。対象児童が亡くなられた場合、減額または消滅の手続きが必要となります。

期 限	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必 要 の な も の	【保護者が亡くなられた場合】 (受給予定者)・健康保険証 ・受給予定者名義の通帳またはキャッシュカード ・印鑑 ・本人確認書類 (児童)・児童名義の通帳またはキャッシュカード 【児童が亡くなられた場合】 ・印鑑		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

児童扶養手当を受給していた

受給者死亡届、額改定届の提出など

児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、受給者死亡届などの提出が必要になります。児童が亡くなられた場合は資格喪失届、他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定届などの提出が必要になります。

期 限	死亡日から14日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必 要 の な も の	【保護者が亡くなられた場合】 ・児童扶養手当証書 ・受給者の死亡が確認できる書類（除籍された戸籍抄本、住民票の除票又は死亡診断書など） ・未払い分がある場合は、請求児童又は指定受取人の預金通帳の写し ・印鑑 【児童が亡くなられた場合】 ・児童扶養手当証書 ・印鑑		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

特別児童扶養手当を受給していた

特別児童扶養手当受給者死亡届などの提出

特別児童扶養手当を受給していた保護者または児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続き、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要になります。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者
必 要 の な も の	<p>【保護者が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の特別児童扶養手当証書 受給者の死亡が確認できる書類（除籍された戸籍抄本、住民票の除票又は死亡診断書など）（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） 未払い分がある場合は、未払手当請求障害児又は指定受取人の振込口座の通帳の写し 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、診断書（対象児童の有期がおおむね半年程度残っていれば、診断書の添付は不要。） 印鑑 <p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当証書 印鑑 		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

継続について

委任状

こども医療費受給資格者証を交付されていた

受給資格者証の返納、内容変更届出書提出の手続き

こども医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

児童の保護者が亡くなった場合、こども医療費受給資格者である保護者の変更が必要になります。なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必 要 な も の	<p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童のこども医療費受給資格者証 手続きを行う人の本人確認書類 <p>【保護者が亡くなった場合】</p> <p>受給資格者である保護者が亡くなった後、対象児童を監護する方の</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の通帳またはキャッシュカード 		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた

受給資格者証の返納、受給資格変更（喪失）届提出の手続き

ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必 要 な も の	<p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭医療費受給資格者証 手続きを行う人の本人確認書類 除籍された戸籍抄本など死亡が確認できる書類 <p>【保護者が亡くなった場合】 ※上記書類に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード 		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

児童通所施設を利用していた

通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・通所受給者証 ・印鑑（通所給付決定保護者の変更の場合） 		
問 合 せ 先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

養育医療券を交付されていた

受給券の返納、返納届提出の手続き

養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	乳児の保護者
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児の養育医療券 ・手続きを行う人の本人確認書類 		
問 合 せ 先	健康推進課 健康管理係 ☎ 024-575-1116		

MEMO

保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童

退園届・変更届提出の手続き

在園児が亡くなられた場合、退園届を提出する必要があります。
(私立園の1号認定は利用者から園へご連絡ください)

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	手続きを行う人の本人確認書類		
問 合 せ 先	こども未来課 幼保支援係 ☎ 024-573-5691		

保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童の保護者・同居家族

世帯員の変更手続き

保護者または世帯員の変更のため、「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」が必要になります。

※両親のいずれかが亡くなれば、ひとり親に該当した場合は、「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写しまたは「戸籍謄本」の添付が必要です。

※1号認定児童で預かり保育の無償化を受けている場合は、「子育てのための施設等利用給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」の提出も必要になります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きを行う人の本人確認書類 ・ひとり親に該当になった場合は、ひとり親家庭医療費受給者資格者証の写しまたは戸籍謄本 		
問 合 せ 先	こども未来課 幼保支援係 ☎ 024-573-5691		

MEMO

市営住宅の入居者

退去等に関する手続き

市営住宅の入居者が亡くなった場合は、住宅の返還や、名義変更等の手続きが必要になります。

期 限	返還や名義変更：速やかに 入居継承承認申請：14日以内
手 続 き で き る 方	同居者など
必 要 な も の	<p>【市営住宅・駐車場返還届】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・敷金等の還付がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <p>【入居継承承認申請書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・住民票 ・所得課税証明 ・納税証明書 <p>※連帯保証人欄に保証人の自署並び実印、印鑑証明が必要となります。</p> <p>【市営住宅入居者異動届】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 <p>※契約者以外の世帯員が亡くなった場合。</p>
問 合 せ 先	建築住宅課 住宅管理係 ☎ 024-573-5064

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

上水道を使用していた

使用者・所有者の変更または閉栓手続き

亡くなられた方が水道の使用者または給水装置の所有者の場合、変更の手続きが必要となります。また、水道を使用しなくなった場合は閉栓の手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	給水装置の新たな所有者の印鑑（給水装置の所有者が亡くなられた場合）		
問 合 せ 先	水道お客様センター ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 0 3 6		

下水道区域で井戸水を使用していた

世帯人数の変更手続き

亡くなられた方が公共下水道の接続区域で井戸水を使用している世帯の場合、世帯人数の変更手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	使用者または排水設備などの所有者
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	上下水道課 業務経理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 4 1 3 8		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

下水道事業受益者負担金を納付中であった

受益者の変更手続き

亡くなられた方が下水道事業受益者負担金を納付中の受益者だった場合は、受益者の変更手続きが必要となります。

期 限	受益者の変更があった日から 10日以内	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	上下水道課 業務経理係 ☎ 024-573-4138		

農業集落排水処理施設を使用していた

使用者の変更手続き、世帯人数の変更手続き または休止手続き

亡くなられた方が農業集落排水処理施設の利用者であった場合は使用者の変更手続きが必要となります。また、世帯人数が変更となった場合は変更手続きが必要です。使用しなくなった場合は、休止の手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	—		
問 合 せ 先	上下水道課 業務経理係 ☎ 024-573-4138		

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

農地を所有していた

農地を相続した旨の届け出

農地を相続し所有権を取得した相続人は、相続した農地の所在などを農業委員会に届け出てください。

※法務局において所有権移転登記を完了した農地についての届け出となるため、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	相続人代表者となる方
必 要 の な も の	農地法第3条の3第1項の規定による届出		
問 合 せ 先	農業委員会事務局 ☎ 024-573-5623 管轄の法務局 福島地方法務局 本局 ☎ 024-534-1111		

森林を所有していた

森林を取得した旨の届け出

森林の土地を新たに取得（相続、譲与など）した場合に届出が必要です。
（森林法第10条の7の2第1項）

期 限	所有者となった日 (土地の所有者となった日から 90日以内)	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 の な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の土地の所有者届出 ・土地の位置を示す図面 ・土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 		
問 合 せ 先	農林整備課 林業振興係 ☎ 024-573-5647		

伊達市ケーブルテレビに加入していた

廃止または名義変更の手続き

亡くなられた方が契約者の場合、廃止届もしくは名義変更届の提出が必要となります。
※詳細は事前にお問い合わせください。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	なし		
問 合 せ 先	伊達市ケーブルテレビ ☎ 0 2 4 - 5 5 1 - 2 1 3 1		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 福島税務署 ☎ 024-534-3121
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬・埋蔵（収蔵）されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書など

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※伊達市の場合、書類審査をするため、交付するまで3日程度かかります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

【注意事項】

現在、埋葬・埋蔵（収蔵）されている墓地や納骨堂が所在する市町村で手続きとなります。詳細は各市町村にお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

生活環境課 環境係

☎ 024-575-1228

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	伊達警察署 ☎ 024-575-2251 福島運転免許センター ☎ 024-591-4372
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 福島税務署 ☎ 024-534-3121
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	福島地方法務局 本局 ☎ 024-534-1111
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

◆ 下記①②③④を同封しご請求ください◆

① 請求書

戸籍証明等交付請求書[郵便用]に必要事項を記入してください。
(日中に連絡のとれる電話番号(携帯電話でも可)は必ず記入してください。)

② 手数料

手数料は郵便定額小為替(郵便局でお買い求めください。)又は現金書留でお願いします。

※手数料はお釣りのないようお願いいたします。

※切手はご遠慮ください。(切手は換金できないため受領できません。)

③ 本人確認資料のコピー

本人確認のため、運転免許証や保険証等のコピーが必要です。

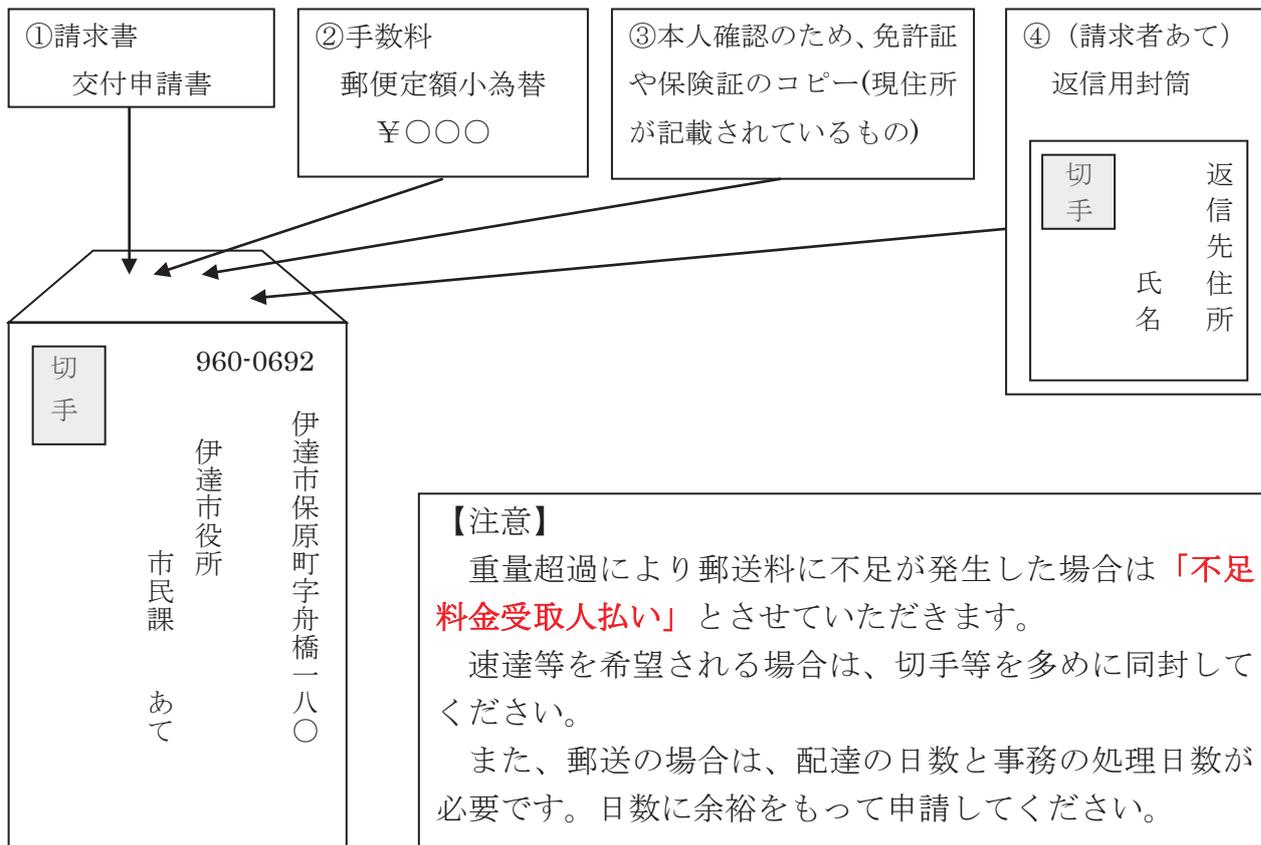
必ず現住所が記載されている本人確認資料を同封してください。

3ページの【郵便請求における本人確認書類】を参照してください。

④ 返信用封筒・切手

封筒に返信先(請求者あて)の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。(お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼ってください。)

③に表示されている住所に送付いたします。勤務先等には送付できませんのでご了承ください。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

戸籍証明等交付請求書[郵便用]

福島県伊達市長

令和 年 月 日

1 請求者（あなた）の住所等を記入してください。

住 所			
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏 名	Ⓜ		
電 話 番 号	() -	※日中に連絡のとれる番号(携帯電話も可)	

2 請求する戸籍等の内容を記入してください。

証明対象者の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母・祖父母 <input type="checkbox"/> 子・孫 <input type="checkbox"/> その他()	
本 籍	福島県伊達市		番地
筆頭者（戸主）氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要なものに☑をつけてください。			必要通数 手数料1通
<input type="checkbox"/> 戸 籍	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本		通 450円
<input type="checkbox"/> 除 籍	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本		通 750円
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本		通 750円
<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの連続した戸籍（発行可能な戸籍すべて）		各 通	証明の種類、 通数によって 異なります。
<input type="checkbox"/> () から () までの連続した戸籍			
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者の記載	通	300円
<input type="checkbox"/> 身分証明書 ※本人以外の請求は委任状が必要です。			通 300円
<input type="checkbox"/> その他()			通 円
使用目的及び 必要な内容	具体的に記入してください。		
特 記 事 項	最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記載してください。 _____市区町村に___月___日 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他()届出		

3 請求に必要な書類等を確認してください。

本人確認書類の写し → <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード など請求者の現住所を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 定額小為替 _____円分
<input type="checkbox"/> 返信用封筒（切手貼付け、宛名記入済みのもの）※返信先は請求書に記載された本人確認書類で確認できる現住所に限ります。
伊達市にある戸籍で請求者が配偶者又は直系であることを確認できない場合 → <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等の写し 配偶者又は直系尊属卑属以外の方が請求する場合 → <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

【注意】偽り、その他不正の手段によって交付を受けると30万円以下の罰金に処せられることがあります。

郵便請求における本人確認書類

■ 本人確認が可能な書類

下記に掲げる1号書類、2号書類のうちいずれか1枚以上の写し。(ただし有効期限内のもの)

【戸籍謄本等の送付先はここに記載された現住所であるので、下記の書類に氏名＋生年月日＋住所が記載されていること。】

○ 1号書類

- 運転免許証
- 写真つき住民基本台帳カード
- 国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの免許証・許可証・資格証明書(別表第一に掲げられたもの)
- 国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの身分証明書
- 外国人登録証明書

【別表第一】

- 船員手帳
- 海技免状
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 戦傷病者手帳
- 宅地建物取引主任者証
- 電気工事士免状
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証
- 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳

○ 2号書類

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- 国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書
- 共済年金又は恩給の証書
- 写真つきでない住民基本台帳カード
- 申請書に押印した印鑑登録証明書
- 市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

■ 問い合わせ先

伊達市役所市民生活部市民課市民窓口係 TEL 024-575-0205 (直通)

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋180番地

福島県伊達市役所

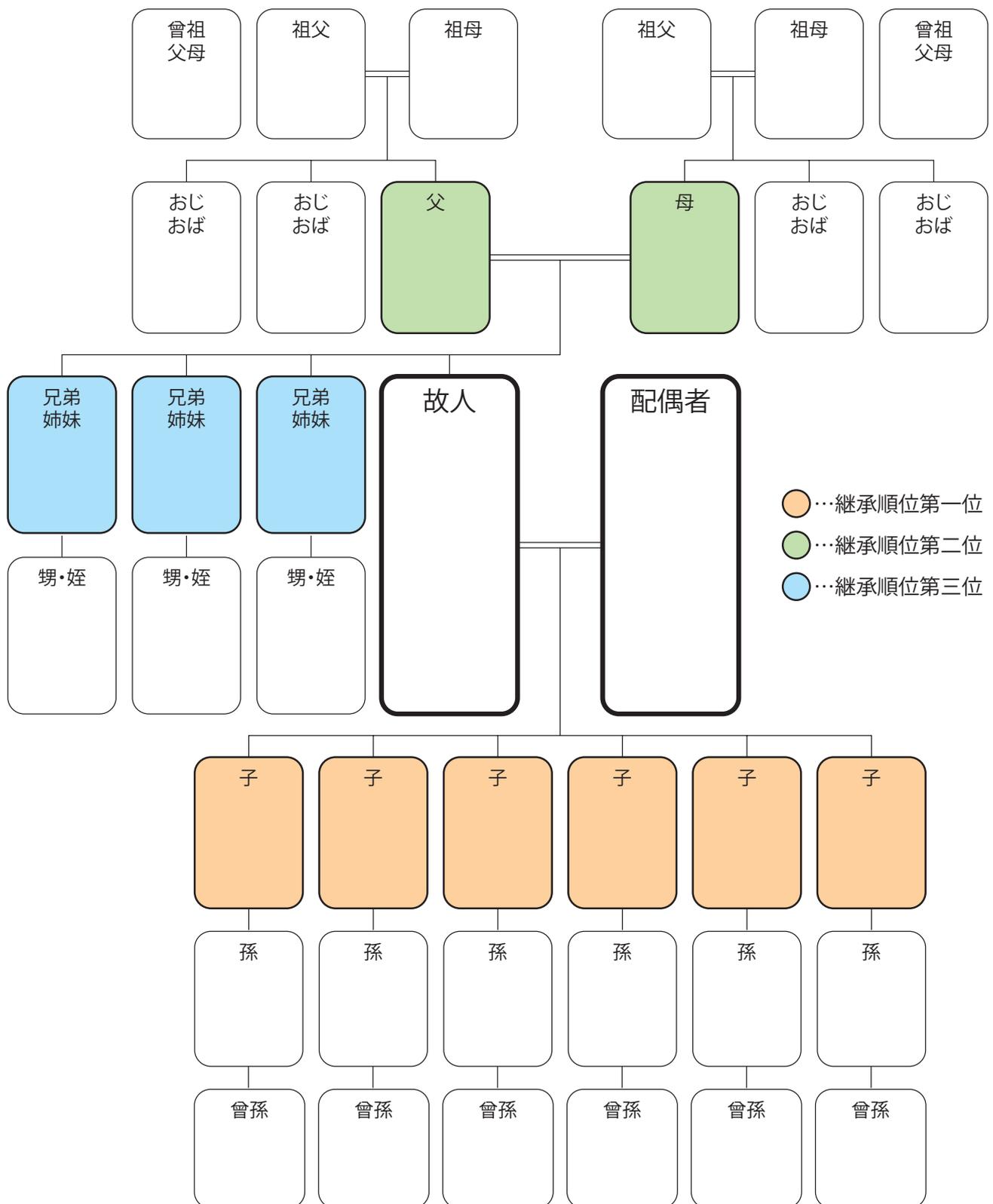
市民生活部市民課市民窓口係 あて

TEL 024-575-0205



左記のラベルを切り離して、送付用封筒の宛名としてお使いください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

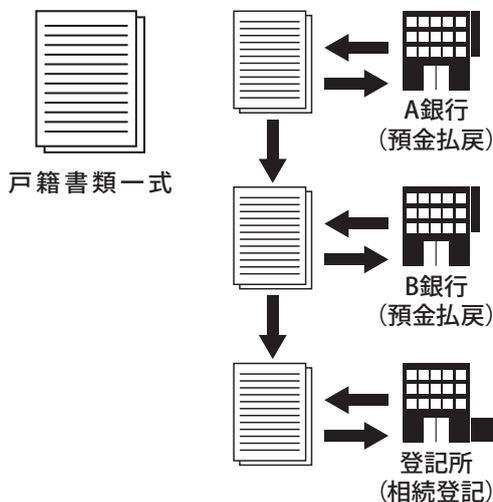
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

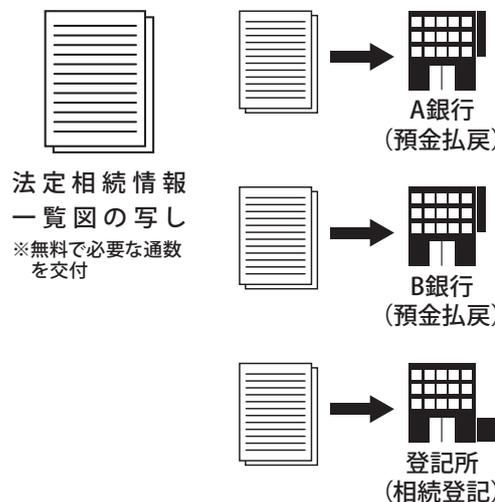
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わりました

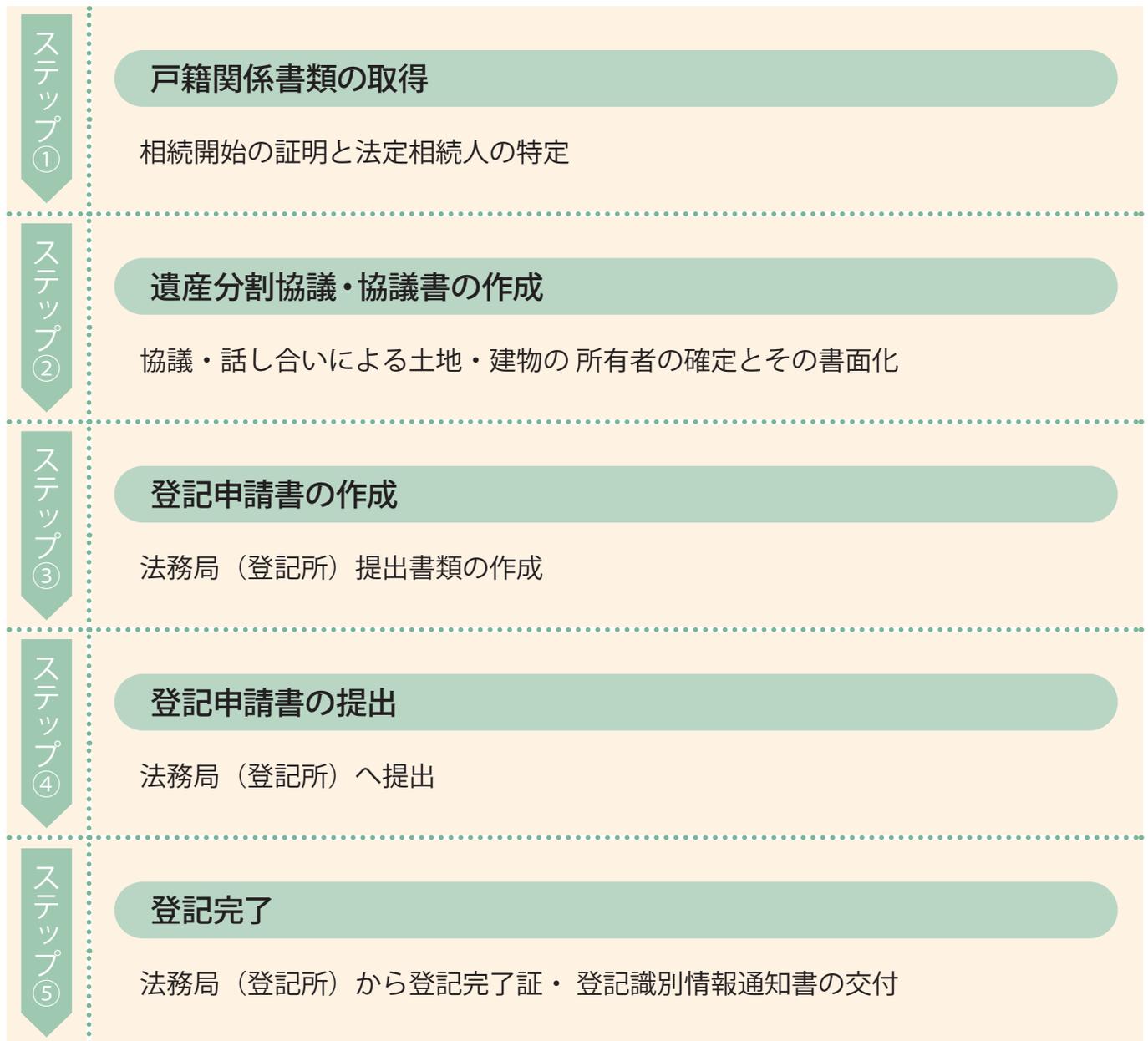


相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

福島県法務局【連絡先】

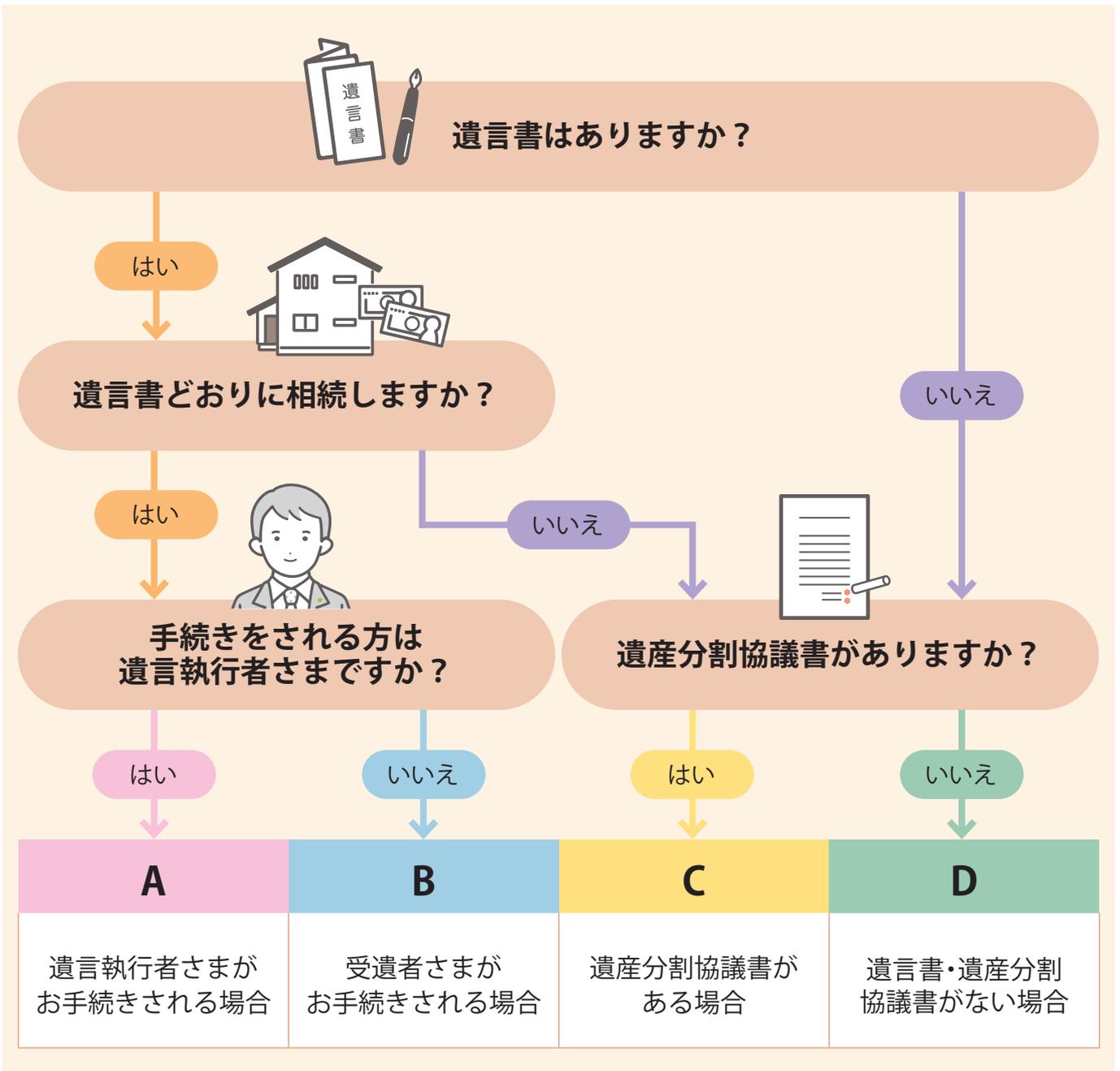
- ・ 本局不動産登記部門 ☎ 024-534-2045
- ・ 相馬支局 ☎ 0244-36-3414
- ・ 郡山支局 ☎ 024-962-4505
- ・ 白河支局 ☎ 0248-22-1207
- ・ 若松支局 ☎ 0242-27-1501
- ・ いわき支局 ☎ 0246-23-1729
- ・ 二本松出張所 ☎ 0243-22-2617
- ・ 田島出張所 ☎ 0241-62-0249
- ・ 富岡出張所 ☎ 0240-22-3052

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

※この委任状は委任する本人が全て記入してください。(白紙委任状と判断された場合、交付をお断りすることがあります。)

委 任 状

福島県伊達市長

令和 年 月 日

本人（委任者）			
住所（所在地）			
フリガナ			
氏名（名称）			⑩
生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電 話 番 号	()
本 籍	※戸籍関係証明を請求する場合は記入してください。 福島県伊達市		

私は、次の者を代理人と定め、委任事項に関する一切の権限を委任します。

代理人（受任者） ※個人のみ			
住 所			
氏 名			委任者との 関係

委任事項（該当する項目に☑し、必要通数を記入してください）

住民票・戸籍関係			
<input type="checkbox"/> 転入届	<input type="checkbox"/> 転居届	<input type="checkbox"/> 転出届（転出証明書）	<input type="checkbox"/> その他（ ）届
<input type="checkbox"/> 住民票（ <input type="checkbox"/> 謄本 ・ <input type="checkbox"/> 抄本） ↓ 必要な記載項目に☑してください。 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 国籍・在留資格等	通	<input type="checkbox"/> 戸籍（ <input type="checkbox"/> 謄本 ・ <input type="checkbox"/> 抄本）	通
		<input type="checkbox"/> 除籍（ <input type="checkbox"/> 謄本 ・ <input type="checkbox"/> 抄本）	通
		<input type="checkbox"/> 改製原戸籍（ <input type="checkbox"/> 謄本 ・ <input type="checkbox"/> 抄本）	通
		<input type="checkbox"/> （ ）から（ ）まで の連続した戸籍	各 通
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（ <input type="checkbox"/> 謄本 ・ <input type="checkbox"/> 抄本） ↓ 必要な記載項目に☑してください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地	通	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通
		<input type="checkbox"/> その他（ ）	通
税証明関係			
<input type="checkbox"/> 所得証明	年度	通	<input type="checkbox"/> 固定資産台帳（名寄帳） 年度 通
<input type="checkbox"/> 課税（非課税）証明	年度	通	<input type="checkbox"/> 資産証明 <input type="checkbox"/> 無資産証明（1月1日現在） 通
<input type="checkbox"/> 納税証明 税目（ ）	年度	通	<input type="checkbox"/> 評価証明 <input type="checkbox"/> 公課証明 年度 通
<input type="checkbox"/> 完納証明（市税等に未納が無い）		通	↓ 証明してほしい土地・家屋の字地番を記入 伊達市 番地
<input type="checkbox"/> その他（ ）		通	

記入上の注意	・ 法人等が委任する場合は、法務局に登録されている代表者印を押印してください。 ・ 住民票コードまたはマイナンバーカード記載の住民票は代理人に交付できないため、ご本人様宛に郵送します。 ・ 税証明関係で年度の記載がない場合は、請求日現在で証明できる最新の年度の証明書を交付します。
--------	--

※本人（委任者）が自署困難の場合は、代理人以外の方が本人の意思を確認した上で代筆することができます。

本人は_____の理由により自署困難のため、本人の意思を確認の上、代筆しました。

代筆者 （自署）	住 所		
	氏 名		本人（委任者） との関係

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

キリトリ線

MEMO

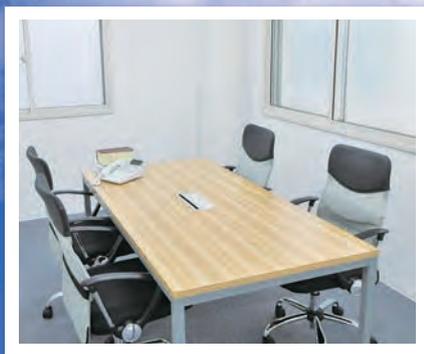
A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

福島県全域での相続手続全般お任せください

相続のことなら えんだ法律事務所へ



「はじめてのことで何もわからない」
「相続についてどうしたらいいの？」
どんな些細な悩みでも相談ください
\\ 全力でサポートさせていただきます /

初回
相談無料

お話を
良く聞き、
丁寧な説明

迅速な
相談対応



弁護士 遠田 智也
(福島県弁護士会)



えんだ法律事務所

☎ 024-522-4366

営業時間：9:00～17:00（土日祝定休）

福島市本町 4-4 本町ビル3階

FAX：024-522-4367 <https://enda-law.com/>

ホームページは
こちらから



LINEは
こちらから



本誌を見て相談予約いただいた方、初回相談無料



故人様名義の普通車・軽自動車の
処分に困ったら一度ご相談ください

◀ こんなお車お買取出来ます ▶

故人様名義の車、
ご自宅に置きっぱなしの車



農機具



バイク



廃車手続き
無料

引き取り
無料

重量税・自賠責
還付

※車検が残っている車両に
限ります

「おくやみハンドブックを見た」で、車体買取金額の 10% アップ

見積もり・ご相談
無料



廃 車 は ナ プ ロ
0120-814-726

受付時間 9:00 ~ 17:30



株式会社ナプロアース

福島県伊達市梁川町やながわ工業団地 63-1
<https://www.naproearth.co.jp/>
古物商許可 第 251280000230 号



naproearth

NeoAutomobilePartsRecycleOriginEarth Inc.

**24時間365日
ご安置可能**

信頼と安心の葬儀サービス

あなたの大切な人を送り出すお手伝いをいたします

<p>一般葬から家族葬まで全ての葬儀に対応</p> <p>香雲堂斎場 一般葬 家族葬 一日葬</p> <p>~約130名 ~約30名 ~約30名</p> <p>安置室 3室</p> <p>駐車場100台 安置室あり 国道4号沿い 親族控室あり 付き添い可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>小ホール</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ロビー</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>和室</p>  </div> </div>	<p>10名様前後にぴったりの家族葬専用式場</p> <p>香雲堂家族葬ホール 家族葬 一日葬</p> <p>~約10名 ~約10名</p> <p>安置室 1室</p> <p>駐車場100台 安置室あり 国道4号沿い 親族控室あり 付き添い可能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>式場ホール</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>親族控室</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>親族控室</p>  </div> </div>
---	--

葬儀・法要、仏壇仏具のご相談承ります 事前相談&見学会随時受付中

株式会社 樋口屋商店

総合葬祭 **香雲堂**

24時間受付

年中無休

通話無料 

0120-22-9970

事務所：〒969-1761 福島県伊達郡国見町大字藤田字日渡四 16-2
斎場：〒969-1761 福島県伊達郡国見町大字藤田字沢田一 3-3

株式会社マコトーマスは、
不動産売買・賃貸・管理
を行っております。

お客様の要望に沿った不動産の
活用方法をご提案します。
ご質問やご相談があれば、
お気軽にご相談ください。



不動産買取

賃貸活用

賃貸管理



不動産の売買・賃貸の仲介、管理、資産運用、ご相談は

株式会社 マコトーマス

TEL.024-529-6782

福島県福島市泉字早稲田 14 番地の 11

FAX : 024-529-6783 <https://makothomas.com/>

Mail : info@makothomas.com

営業時間 平日 9:30 ~ 18:00
土日 9:30 ~ 17:00
(水曜・祝日定休)

福島県知事 (3) 第 2882 号



マコトーマス | 検索

相続税の申告は10ヶ月以内です

相続税申告の要否

手続きも含めてご相談ください

相談から申告まで

- ① 法定相続人の聴取
- ② 相続財産の聴取
- ↓
3~5日後
- ③ 申告の要否をお伝え
- ④ 申告依頼あれば契約
- ⑤ 必要書類の説明
- ↓
1~2か月後
- ⑥ 必要書類の提出
- ↓
3~5か月後
- ⑦ 申告書の説明・確認
- ⑧ 申告書を税務署に提出

相続税の対象となる財産



債務控除の対象となる費用



その他

- ① 遺産分割協議書の作成補助
- ② 相続登記連携司法書士の紹介
- ③ 遺産整理等のための業者を紹介

相談 1 回目又は要否判定までは無料

まずはお電話ください



税理士
佐藤賢一

伊達の
佐藤賢一税理士事務所

〒960-0624 伊達市保原町1-6

☎024-576-3789

9:00~17:30(土日祭日) FAX: 024-575-0789

<https://date-tax-office.com>



本誌をご覧のうえ、ご相談に来所いただいた方に
相続税解説本をプレゼント

大切な思い出の品、買取のプロが丁寧に査定いたします。

生前整理 遺品整理

査定無料 現金買取

ご相談ください

「さすがに買い取ってもらえないだろう…」と思うものでも、お気軽にお問い合わせください。



豊富な買取品目

全国650店舗以上の信頼と実績のある買取専門の経験豊富なプロが、分野を問わずあらゆるお品物の査定をすべて無料で行っています。

価値を知ることが出来る

生前に整理をしないことで、遺品の価値がわからず、処分されてしまうことがあります。査定をし、価値を知ること無駄にせず出来るかもしれません。

家族の負担を軽減

ご自身で生前整理を行うことで、ご家族の負担を軽減することに繋がります。また、お品物をご家族に残すことも出来るかもしれません。

貴金属

宝石・装飾品

金・プラチナ

腕時計

カメラ・レンズ

大判・小判

記念コイン

古銭・古紙幣

切手・金券
テレフォンカード

骨董品

持ち運びが不安 店舗まで行けない

出張買取

1点からでもお伺いいたします！

出張費・査定費・買取手数料等… **無料**



まずは、お気軽にお問い合わせください



福島県公安委員会 第251020000498号

買取専門店 大吉 イオン福島店

〒960-0194 福島県福島市南矢野目字西荒田50-17 イオン福島店1階

●営業時間/10:00~19:00 ●年中無休(施設の営業日に準ずる)

フリーダイヤル **0120-755-717**

古物営業法に基づき、ご来店の際は身分証明書(運転免許証・保険証)をご持参ください。買取専門店大吉
※買取価格は相場や商品の状態によって変動いたします。詳しくは店舗までお問い合わせください。イオン福島店HP



相続・贈与

相談は
お気軽に!



強い税理士が
サポートします!

相続のこと、一緒に考えてみましょう!

財産のことで身内で揉めるのは嫌だな

ここだけの話、
無駄な税金は1円も払いたくない...

愛する家族に財産を残してあげたい

株の引継ぎがうまくできるか心配だ

事業承継を済ませて、のんびり過ごしたい



KEY FOR SUCCESS



税理士法人 ケーエフエス

TEL 024-573-0555 FAX 024-573-1414

〒960-8031 福島市栄町6-6 福島セントランドビル6F



公式HP

安心できるお墓をお探しの方へ

後継者の居ない方でも安心して求められる新形態のお墓のご紹介です。



後継者不要
ガーデン型永代供養墓苑



後継者不要
石塔型永代供養墓苑



永代供養墓

・合祀 10万円
・個別 20万円～

- ・ご見学は自由です。お気軽にお越しください。
- ・詳しい説明が必要な方はお声がけください。

～開山433年 伊達桑折ICよりお車で約5分～

曹洞宗 長倉山 福源寺

〒960-0451 福島県伊達市下志和田 31 Tel 024-583-2312

福源寺HP



福源寺客殿

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人は
何人いますか?

相続財産の種類を
選択してください

遺言書は
ありますか?

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を
選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な4つの
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

相続の相談は、 無料

土曜祝日
相談OK!

(初回90分)

※要予約

相続相談実績

18,000

件以上

※自社調べ
2010年1月1日～
2023年12月31日まで



大切なご家族を失った直後に相続手続きを行うのは、精神的にも大きな負担です。面倒な手続きは弊社にお任せください。まずは無料相談をご予約ください。

難しい、「相続」手続きも、
安心、スッキリ解決。

相続手続き | 各種名義変更 | 遺言 | 遺産分割

品質は思いで決まる [ベストファーム]

BEST FIRM



☎ 0120-165-247

電話受付: 9時～19時 (土曜祝日も対応)

ベストファーム 相続

検索



Webサイト



ベストファーム行政書士法人(福島県行政書士会所属)
福島市松木町9番11号 松木町共栄ビル4F

※掲載されているすべての情報は、2024年6月時点の情報です。

発行 伊達市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年8月

